

# 「明日の京都」中期計画

京 都 府

## <目 次>

<b>はじめに</b>	<b>1</b>
1 中期計画の位置付け	1
2 中期計画の改定に当たって	1
3 中期計画の構成	4
4 中期計画の進捗管理	5
<b>府民安心の再構築</b>	<b>6</b>
(1) 子育て・子育ての安心	6
(2) 学びの安心	1 2
(3) 働きの安心	1 6
(4) 医療・福祉の安心	2 0
(5) 長寿の安心	2 6
(6) 暮らしの安心	3 0
<b>地域共生の実現</b>	<b>3 8</b>
(1) 人権尊重	3 8
(2) 地域力再生	4 0
(3) 新たなコミュニティづくり	4 2
(4) 男女共同参画	4 4
(5) ふるさと定住	4 6
<b>京都力の発揮</b>	<b>4 8</b>
(1) 人づくり	4 8
(2) 環境の「みやこ」	5 2
(3) 文化創造	5 6
(4) 産業革新・中小企業育成	6 0
(5) 交流連帯	6 8
(6) 希望に輝く地域づくり	7 2
○みやこ構想	
○3つの京都プロジェクト	
○特区制度を活用した地域づくり	
○京都市域主要施策・事業	
<b>中期計画を推進するために</b>	<b>9 4</b>
<b>中期計画 体系図</b>	<b>9 6</b>
<b>「明日の京都」中期計画 数値目標</b>	<b>9 9</b>

はじめに

## 1 中期計画の位置付け

平成 23 年 1 月に策定した中期計画の前提となる長期ビジョンは、10 年ないし 20 年後を展望し、府民とともにめざす京都府社会の姿を、一人ひとりの生き方や暮らし方に視点を置いて描いたものです。

「ビジョン」が、将来の構想を表すものであるのに対し、「計画」とは、「達成したい目標」と「そのための方法」を定義するものです。

したがって、この中期計画では、長期ビジョンでめざす京都府社会の姿に向かうための中期（平成 27 年 4 月から平成 31 年 3 月まで）の京都府の基本戦略を目的別に体系化して表しました。

## 2 中期計画の改定に当たって

### (1) 前計画策定後の重大な社会・経済情勢の変化

#### ○ 東日本大震災の発生等

平成 23 年 3 月に、東日本大震災及び原子力発電所事故が発生、また、平成 24 年度、25 年度、26 年度と連続してゲリラ豪雨や台風による風水害が発生しました。

#### ○ 本格的な人口減少時代への移行

合計特殊出生率はわずかに上昇したものの、出生数の減少傾向に依然歯止めがかからず、生産年齢人口の減少が今後も続くと予想されるなど、本格的な人口減少社会に移行しています。さらに、特に、府北部や南部の相楽東部地域等では、人口の流出が著しく、少子化と相まって人口減少に拍車がかかる状況となっています。

#### ○ 若者の非正規労働の増加

京都府の有効求人倍率は、平成 26 年 4 月に 1 倍を超えるなど雇用情勢は改善してきているものの、若者を中心に非正規雇用割合が依然として高い状況が続くとともに、建設、医療・福祉分野では人手不足が顕著な状況となっています。

## (2) 改定の基本的な視点

今回の計画改定に当たっては、

「安心」と「成長」という二つの視点を重視して改定を行いました。

### ① 安心の視点

東日本大震災や頻発する風水害、本格的な人口減少時代の到来など、前計画策定後に生じた重大な変化に的確に対応していくこと

### ② 成長の視点

実を結びつつある社会基盤の上に立って、国の成長戦略や日本経済再生の兆しを追い風に、それぞれの地域の持つポテンシャルをいかし京都府全体を活性化していくこと

## (3) 政策の新たな方向

中期計画では、社会の変化に真っ正面から向き合い、様々な分野で政策の新たな方向を打ち出しています。その主なものを以下に示します。

### < 1 > 府民安心の再構築

#### ① 防災・減災対策

東日本大震災による津波被害や原子力発電所事故の教訓をいかして、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震、頻発するゲリラ豪雨や台風に対する防災・減災対策は、被害想定等の見直しを行った上、従来の対策を超える徹底した災害対策に迅速に取り組んでいくことが必要

#### ② 少子化対策

合計特殊出生率はわずかに上昇したものの、出生数の減少傾向には依然歯止めがかかっておらず、その原因として考えられる「未婚化」「晩婚（産）化」「少産化」の3つの壁を打破すべく、これまでの対策をさらに進化させ、抜本的な少子化対策に総力を挙げて取り組んでいくことが必要

#### ③ 雇用対策

有効求人倍率が1倍を超えるなど雇用情勢が改善傾向にあるものの、若年層を中心に非正規雇用の割合が高いことから、非正規雇用の若年層のキャリアアップを図り正規雇用化を図るなど、雇用の質の向上対策をさらに強力に進めるとともに、人口減少社会の到来により生産年齢人口が減少していく中で、多様な働き方の選択肢を拡げながら、障害のある人、女性、高齢者等の雇用拡大を進めていくことが必要

#### ④ 高齢者対策

超高齢社会に備え、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケアをさらにスケールアップし、リハビリテーション、認知症対策、看取り対策の3大プロジェクトを推進していくことが必要

## ＜2＞ 地域共生の実現

地域に暮らす方々が、より暮らしやすい魅力的な地域にすべく活動する「地域力再生活動」が府内各地域で成果を上げており、今後は、ビジネス的手法を用いた地域力再生活動（ソーシャル・ビジネス）の育成支援や過疎・高齢集落等で地域住民と協働して課題解決に取り組む「公共員」の配置等の新しい地域力再生の取組を強化していくことが必要

## ＜3＞ 京都力の発揮

### ① 文化・スポーツの振興

2019年（平成31年）ラグビーワールドカップ、2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピック、2021年（平成33年）ワールドマスターズゲームズ等の開催を見据え、京都から日本文化の魅力を国内外へ発信するとともに、併せて国際大会にも対応できるスポーツ施設の整備を促進することなどにより、日本のみならず世界から京都に多くの人を呼び込み、交流人口の拡大や地域の活性化につなげていくことが必要

### ② 中小企業・農林水産業等地域産業対策

経済・雇用情勢が好転し、わが国経済が着実に再生軌道に乗り始めた機会をとらえ、各種基盤整備の進展や国家戦略特区の指定等の成果をいかしつつ、高品質、高付加価値、ブランド力のある中小企業や農林水産業の育成を主眼とした効果的な対策が必要

### ③ 地域振興対策

東京への一極集中をはじめ、都市部への人口流出に歯止めがかからないことから、地域の特性をいかしつつ府内全域で展開してきた「みやこ構想」に加え、「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」など、より広域的な地域振興プロジェクトを展開し、地域経済の活性化と交流人口・定住人口の増加につなげていくことが必要

### ④ エネルギー対策

東日本大震災による原子力発電所事故の発生を踏まえ、今後は安心・安全のエネルギー自給社会の実現に向け、引き続き省エネや再生可能エネルギーなど多様なエネルギー確保の取組を強化していくことが必要

### 3 中期計画の構成

長期ビジョンの3つの基本方向に沿って全体を17の事象に分け、(1)現状・課題、対応方向、(2)使命、(3)基本目標、(4)具体方策の順に記述することにより、めざす将来像から具体方策までが1本の線でつながり、ビジョンに向かう道筋が分かるように構成しています。

#### (1) 現状・課題、対応方向

長期ビジョンで描いた将来像に照らして現状と課題を見極めた上で、当該課題に対処する京都府としての基本的な対応方向を簡潔に記述しました。

なお、続く「使命」「基本目標」「具体方策」の3つは、この対応方向をさらに具体的に説明したものです。

#### (2) 使命（ミッション）

課題を解決しビジョンに向かうために、「今、京都府のなすべきことは何か」ということをできるだけ短い言葉で明確に表しました。ここでいう「なすべきこと」とは手段を表したのではなく、京都府という組織の果たすべき役割や存在意義を示したものです。

#### (3) 基本目標

使命に沿って具体的な行動を起こすため、計画期間内に、「解決すべき課題の何ができるように改善されることをめざすか」といった視点で、基本目標を設定しています。

この基本目標は、使命を正しい「行動」につなげ、府民にとっての「成果」を追求する「府民満足最大化府政」を実現する「<sup>かなめ</sup>要」となるものです。

このため、目標の設定に当たっては、現地現場主義を徹底し、「府民が価値ありと考えるものは何か、府民のニーズにこたえるものは何か」について、できる限り府民から直接答えを得るように努めました。

また、使命とかけ離れた目標や抽象的で行動につながらない目標とならないよう、すべての目標について、①使命に沿っていること、②具体的であること、③府の政策につながるものであることの三つの要件が備わるように設定しています。

#### (4) 具体方策

基本目標を達成するための道筋を示すものであり、計画策定時点で想定される方策の主なものを例示的に記載しています。

したがって、実際に実施する個々の施策・事業については、ここに示した具体方策を参考にしつつ、それまでの成果や経済性、評価、時々の社会・経済情勢、財政の状況、投入可能な資源の状態等を総合的に判断した上で、最終的には毎年度の予算編成を通じて決定されることとなります。

## 4 中期計画の進捗管理

施策のマネジメントは、この中期計画を基本に進めていくこととなります。

(ただし、社会・経済情勢の急激な変動等に伴い、迅速な対応が求められる時には、この計画に定めがない場合でも、柔軟かつ機動的に運営していくこととします。)

その際、具体的には、次に示す大まかなサイクル（P D C Aサイクル）に沿って、府民にとっての「成果を基軸にしたマネジメント」をさらに強力に推進していくこととします。

